

中国における障害者運動の展開と課題 ー ある障害当事者団体の事例から ー

杜 林[†] 田邊 浩[‡]

[†] 金沢大学大学院人間社会環境研究科博士後期課程 〒920-1192 金沢市角間町

[‡] 金沢大学人間社会研究域人間科学系 〒920-1192 金沢市角間町

E-mail: torin_cc@yahoo.co.jp [‡] tanabeh@staff.kanazawa-u.ac.jp

要旨

障害者権利条約が国連において採択されて以来、障害者に対する差別の解消と障害者の権利擁護は着実に前進してきたが、そこに至るまでには、障害当事者の運動が大きな役割を果たしてきた。中国は障害者権利条約をいち早く批准したが、中国における障害当事者の活動はどのような役割を果たしたであろうか。

本論文では、中国における障害当事者の活動の展開を後づけ、障害者の権利を守るために、どのような成果を上げ、今後どのようなことが課題となるかについて検討した。最初に、障害者の運動がどのようなものであり、どのような意味を有しているのかについて述べ、イギリスとアメリカ、そして日本の障害者運動について確認した。つぎに、中国における障害者運動の展開過程を分析した。その際に、わたしたちが開き取り調査を実施したワンプラスワンの活動に注目し、そこから中国の障害者がおかれてきた状況について考察した。それらの結果から、中国における障害者の運動がもたらした成果と今後の課題について検討した。最後に中国における障害当事者活動の特徴を指摘した。

キーワード： 障害者運動、障害者権利条約、障害者差別、権利擁護、障害学

1. はじめに

1.1 問題の所在

2006年に障害者権利条約が国連総会において採択されて以来、障害者に対する差別を解消し、障害者の権利を守ることは、世界の多くの国々で大きな課題となっている。条約に賛同した国々は国内の法を整備して、条約の批准を進めた。そして、それは中国においても例外ではない。2008年に中国はいち早くこの条約を批准し、障害者の権利擁護をめざしている。

こうした障害者の権利向上に関して、障害当事者の活動の意義を見逃すことはできないだろう。1970年代以降、イギリスやアメリカなどで、そして日本においても、障害当事者の運動が活発化し、差別解消への声をあげてきた。障害者権利条約は、明らかにそうした運動の成果といえるであろう。このように、障害者差別解消と権利向上において障害当事

者の運動が大きな役割を果たしてきたが、では、中国においてそれはどのような意味を持つものであったろうか。中国では障害者はどのような状況にあり、障害者差別解消に向けてどのような活動をしてきたのか。本稿では、このような問題意識から、中国における障害当事者の活動の展開を後づけ、障害者の権利を守るために、それらがどのような成果を上げ、今後どのようなことが課題となるかについて検討する。

1.2 本論文の構成

本稿は以下のように構成される。まず2節において、障害者の運動がどのようなものであり、どのような意味を有しているのかについて述べ、イギリスとアメリカ、そして日本の障害者運動について確認する。つぎに、中国における障害者運動の展開について見ていく。3節では、中国における障害者とその社会環境、障害者福祉の歴史的状況を追求する。4節では、わたしたちが聞き取り調査を実施したワンプラスワンの活動に注目して取り上げていく。そして、5節において、それらの結果から、中国における障害者の運動がもたらした成果と今後の課題について検討する。最後に、結論として中国における障害者運動の特徴について若干のことを述べる。

2. 障害者の運動ということ

2.1 障害者の運動とは

障害者権利条約が採択されるなどして、曲がりなりにも多くの国々で、障害のある人びとのおかれた社会環境は改善されているように思われる。しかし、そこに至るまでに障害のある人びとに対する差別的取り扱いがあり、社会から排除されてきたこともまぎれもない事実であろう。むしろ、障害のある人びとはそのことに何も感じないわけではなかったろう。こうした不利な立場におかれた、いわゆる社会の中のマイノリティは、自らの状況を変えるために、自らで社会に向けて積極的な働きかけを行うようになる。すなわち、社会運動とは、意図的に社会を変えようと試みる集合的な活動のことである。多くの他のマイノリティと同様に、障害のある人びとに対する差別解消においても、障害当事者が自ら動くことから変革は始まった。

2.2 イギリス、アメリカおよび日本における障害者の運動

障害者の運動で注目すべきであるのは、影響力の大きかったアメリカの運動とイギリスの運動である。障害者運動と障害学の誕生については、すでに多くの文献で紹介されているので、本稿ではごく簡単に触れるに留める。

イギリスでの障害者の運動は平等な市民権を求める運動として始まり、その後入所施設の福祉サービスの管理や隔離・抑圧に対する抵抗を契機として、全国に数多くの組織が誕生した。イギリス障害者運動の展開に大きな影響を与えた組織である UPIAS¹（「隔離に反対する身体障害者連盟」）は、「障害者は社会によって抑圧されている」という新しい障害の考え方を提出した。それは、「障害の社会モデル」と呼ばれる。障害の社会モデルは、障害のある人びとが障害者とされるのは、その人の何らかの機能損傷によってではなく、社会の側がある人びとを障害者とし、社会への参加を阻み、排除しているという見方である。この社会モデルの創出は、障害当事者を自己に対する恥や否定的な感覚から解放するとともに、社会の認識を変更することを迫るものとなる。UPIAS はその後、全国連合組織へと発展し、そこから二つの自立生活センターが設立された。1985年に障害者団体が障害者に対する差別の存在を指摘し、理論研究を援用して「慈善ではなく権利を（Rights not Charity）」をスローガンとしたデモやキャンペーンを実施した。この一連の運動の推進をもとに、1995年にイギリスの障害差別禁止法は成立している。また、田中耕一郎によると、1990年にアメリカで「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act: ADA）」が成立し、それがイギリスの差別禁止法制定の動きを後押しすることになった（田中 2005 : 73）。

他方で、アメリカの障害者運動の特徴は、市民権の一部として、障害のある人びとへの差別の撤廃を訴えたことにある。アメリカの障害者運動においても自立生活運動がその主要なものと言える。ポリオによる四肢麻痺や呼吸器障害など重度障害者として初めてカリフォルニア大学バークレー校に入学したエド・ロバーツが、その後1972年に最初の自立生活センターを設立し、1999年までにアメリカで400ヶ所以上の自立生活センターが設立されている（Shapiro 1993=1999: 87-88）。1973年に、障害のある人の完全な社会参加の確立を意図したリハビリテーション法が成立しているが、3年経っても、法律の施行規則はなかなか公布されなかった。障害のある人びとがこれに対して一連の激しい抗議活動を行った後、ようやくリハビリテーション法の施行規則が公布された。だが、その実質的な効果は期待されたよりも限定的であった。そこで、さらに運動は展開され、多くの障害者団体の支援や関連組織の協力で、1990年に「障害を持つアメリカ人法が成立した。

こうしたイギリスやアメリカでの展開に対し、日本の障害者運動も60年代後半から70年代前半に始まり、障害を社会の側の問題とする認識が広がっていった。よく知られる「青い芝の会」の運動がとりわけ重要である。「青い芝の会」は、1970年の「障害児殺害事件」²をきっかけに運動が始まり、「福祉施策が不十分であるからといって障害児殺しが正当化されぬことはもちろん、そこで言われる福祉それ自体が、施設への隔離・管理というかたちで障害者を社会から排除・抹殺する棄民政策に他ならない」（倉本 1999: 222）と

彼らは主張した。これ以後、1972年に優生保護法改正に反対したり、交通アクセスからの排除に対するさまざまな運動が展開されたりなどした。さらにその後、府中療育センター闘争で地域での生活を求める運動と環境改善のため介助料要求運動が行われ、アクセスの要求行動や自立生活の運動も全国に広がっていった。80年代に入ってから、障害当事者の発言権や決定権を求める要求活動として政策への参加を強めていき、差別禁止法の制定についても長い時間にわたって障害のある人びとを交えて検討しており、ようやく2016年の4月から「障害者差別解消法」が施行されるに至った。

「青い芝の会」の運動に対しては、「障害者の文化、独自の価値観はないこと」（倉本 1999：228）といった主張がなされていることや、「完全な所得保障を求めることの制限」（土屋 2000）などへの批判もあったが、日本の障害者運動にあって、社会の固定観念を最も強烈に否定し、権利を主張した運動として、大きな影響を及ぼしたものであったといえる。障害に関する観念の変化は日本の障害者運動に影響を与えるだけでなく、ほかのアジア諸国にも固定観念への否定や新しい障害観の影響が広がりつつある。

2.3 障害者の運動と障害学、そして障害者権利条約へ

こうした障害者の運動から、アメリカそしてイギリスにおいて障害学が生み出された。障害学とは、「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動である。それは従来の医療、社会福祉の視点から障害、障害者を捉えるものではない。個人のインペアメント（損傷）の治療を至上命題とする医療、「障害者すなわち障害者福祉の対象」という枠組みからの脱却を目指す試みである。そして、障害者独自の視点の確立を志向し、文化としての障害、障害者として生きる価値に着目する」と定義される（長瀬 1999: 11）。そして、「障害の社会モデル」という障害学が生み出したアイデアが障害者権利条約に対して大きな影響を及ぼしていることは、その条約の中身からも一目瞭然である。このような障害当事者の活動が社会に変革をもたらしたといえる。では、中国においては、障害者の状況はどうであったろうか。次節以降、その展開を追っていく。

3. 中国における障害者運動の展開：ワンプラスワンを事例として

3.1 中国における障害者の状況

まず、中国における障害者の状況を確認するところから始めたい。2006年に実施された中国の障害者調査指導小グループ・中華人民共和国統計局による第二次全国障害者調査では、障害者数は8,296万人であり、総人口の6.34%を占めている。そのうち、身体障害は2,412万人で29.07%を占めており、聴力障害は2,004万人で24.16%となっている。多重障害は1,352万人で16.30%であり、視力障害は1,233万人で14.86%を占めている。精神障害は

614 万人で 7.4%，知力障害は 554 万人で 6.68%，そして言語障害は 127 万人で 1.53%を占めている。重複障害は二種類以上の障害を持っているものであるが、そのなかで二種類のみ障害を持っている人の比率が最も高く、81.2%となっている。

国際社会の状況と比べると、中国の障害標準³は比較的厳しいものであり、障害のある人の人口の比率は低くなっている。障害のある人の世帯数に関しては、全国で 7050 万戸であり、家庭総戸数の 17.80%を占めている。そのうち、2 人以上の障害のある人がいる世帯は 876 万戸あり、障害のある人の世帯数の 12.43%を占めている。障害のある人がいる世帯の人口は総人口の 19.98%となっている。データから見ると、障害のある人の世帯数は全国の世帯数の 5 分の 1 に近いものである。障害のある人がいる世帯の規模は 3.51 人であるので、障害当事者とその家族は全国で 2.6 億人に及んでいるということが分かる。このように非常に多くの障害のある人びととその家族が存在しているが、障害者問題は中国で長い間あまり重視されてこなかった。

1980 年代以来、中国の社会経済体制は大きく転換し、障害のある人びとの社会的地位と生活水準も徐々に高くなっていった。障害者事業⁴が発展するとともに、『障害者教育条例』と『障害者就業条例』が打ち出され、そして 2008 年には『中国障害者保障法』が改訂され、障害のある人びとの権益がさらに保護されるようになった。しかしながら、障害者に関する福祉事業のなかには、まだたくさん問題が存在している。第一に、障害のある人びとの貧困問題である。第二次全国サンプル調査のデータから、障害のある人びとの就業率は 3 割ほどで、それほど高くないうえに教育水準も低いことがわかる。また、障害のある人びとの医療費支出は障害を持っていない人びとよりも多いという貧困に結びつくような状況も指摘されている（小林 2010）。さらに、2013 年の障害者の状況に関する全国観測報告⁵によると、全体的に見れば障害のある人びとの生活水準は社会全体の平均水準との格差が大きく、全国で障害のある人がいる家庭の一人当たりの平均収入は 10,541.1 元、全国一人当たりの平均収入の 56.7%である。ほとんどの障害のある人びとは家族によって扶養され、「障害になると、家族全員が貧困になってしまう」といわれるような現象が目立つ。

第二に、障害のある人びとに対するリハビリテーションの保障が不足していることである。2013 年の観測報告によると、全国の障害のある人びとへのリハビリテーションのサービス提供は 58.3%を占めているにすぎない。国家からの援助が不足し、貧困状態にある障害のある人びとのリハビリテーション費用は、主に家族によって負担されているのが現状である。

第三に、障害のある人びとの教育、就業の問題である。2013 年まで義務教育を受けている障害のある子どもの在学比率は 72.7%であり、18 歳以上の障害のある人の教育程度も低

く、小学校とそれ以下である比率は 74.3%にも達している。そして、障害のある人で都市部で自立した生活を送ることができる人の就業率は 37.3%であり、農村部では 47.3%となっており、約 6 割の障害のある人が就業していない状態にあることがわかる（中国国家统计局 2013）。

第四には、障害のある人の社会参加の程度が低いことである。2013 年、全国障害者社区活動参加率は 43.1%であり、半数以上の障害のある人びとが社会に参加していないことが明らかである。

障害によって、障害のある人びとが貧困状態におかれ、人権を失い、生活水準が低下して、社会的に弱い立場に追いやられてしまっているという現状がある。そのために、今の中国において、障害のある人びとの問題を研究することには大きな意味があると考えられる。

3.2 中国における障害者組織の歴史的展開

3.2.1 障害者組織の初期（1949～1966 年）

では、中国で障害のある人びとが置かれた状況はどのようなものであったのか。その歴史的な変化について確認したい。まず、新政府が成立した当初、多くの障害のある人びとは街で物乞いなどをするによって暮らしていた。また、戦争のために障害者になった軍人、高齢者、孤児なども数多くいた（中国障害者連合会公報 1996: 505 項）。新政府はこれらの人びとを救済するために、「収容施設」と「生産労働の場所」を提供する（真殿 2004）。具体的には、農村部における障害のある人びとは土地と生産用具を分配され、都市部の人は生産労働の場所に参加し、小型の手作業団体などを行い、その後福祉工場に発展するようになる事例もある。家族がいない障害のある人や、子どもや高齢者などは、それぞれ社会福祉施設、児童福祉施設および高齢者施設に配置される。この時期の障害者福祉は主に政府が主導し、障害者組織はトップダウンの形で行われていた(葛 2015)。1953 年に「中国盲人福利会」が初めての障害者組織として成立し、そして 1956 年に「中国聾啞人福利会」が設立されたが、それらは障害のある人の生産活動および福祉事業へ従事する人員を養成することを目的としていた。

3.2.2 障害者組織の停滞時期（1966～1976 年）

1960 年代半ばからおおよそ 10 年間の文化大革命によって、中国の各社会福祉も批判の対象となり、障害者組織はこの時期に停滞状態に陥った。

3.2.3 障害者組織の成熟期（1978年～20世紀末）

1978年に国務院の批准を受けた後、もとの障害者組織が回復され、1984年に「障害者福利会基金会」を設置した。この基金会は、全国のすべての障害のある人びとを対象とする福祉団体であり、さらに1988年に障害者事業を推進するために中国障害者連合会（CDPF）⁶が設立された。この連合会は省（100%）、地・市（95%）、県（73%）に地方組織がある。半官半民の全国団体としてサービスの提供を行い、行政にも関与している。専門家によるサービス提供団体ではあるが、障害のある人びとを代表する組織ともなっており、盲人協会、聾啞協会、身体障害者協会、精神障害者協会が加入している（国別障害関連情報中華人民共和国 2002）。

連合会が設立された後、障害のある人の社会への平等な参加が強化され始めた。1990年に、全国人民代表大会常設委員会は、中華人民共和国の障害者の保護に関する第一の基本法である「障害者保障法」を改正した。中華人民共和国国務院は、教育（1994年、2017年改定）、雇用（2007年）、予防・リハビリテーション（2017年）などの様々な障害規則を発表した。これらの法律や政策は、障害のある人のための基本的な政府基盤である。

計画経済の時代には、中国政府は市民社会の成長を制限するために、社会団体を厳しく管理した。そのため、この時期のほとんどの社会団体は政府により設立された。例えば、幾つかの大規模の社会団体である中国共産主義青年団、婦女連合会、総工会などは、中国政府の拡張された支部だと考えられる。中国障害者連合会もこの中の政府主導の社会団体の1つである。これらの社会団体は様々な種類の職場と提携させられ、本質的に独立した社会組織ではなかった。

また、1981年に民間の障害者組織である「北京疾病障害青年倶楽部」が設立された。6名の障害のある人が39.7元の自己資金を拠出して設立し、最盛期には中国全土27の省、市、自治区から600名の障害者が会員となり、「朋友之間」という独自の刊行物も発行していた。この組織は自ら組織化し、自発的に学ぶという形態、自立と互助の精神を提唱したことで、中国国内で急激に広がり、13の省と市で青年障害者が相次いで同様の組織を設立した。そして、1988年に中国障害者連合会が設立されると、北京疾病障害青年倶楽部は、次第に中国の民間障害者組織の雛形とされるようになり、更には現在の北京匯天羽障害者コミュニティ文化体育サービスセンター（2012年に非営利性の民間の事業体としての登記を完了）へと組織変更された（解 2013）。

3.2.4 障害者組織の分化期（20世紀末から～）

改革開放以来、中国の経済体制や組織構成は大きく変化した。中国政府が「小政府、大社会」というスローガンを提出した後に、多くの元々は政府部門が主導していた機能やサ

ービスを市民組織に変え、ある範囲で市民社会の活躍を促進するようにした。障害者連合会の元主席である鄧朴方は、「国家の管理体制の改革につれて、小政府、大社会のトレンドに従って障害者事業を進む」ことと、「障害当事者の声を重視し、当事者団体の役割を果たせるべきだ」ということも指摘している（鄧 2008）。

2008年に障害者権利条約が批准され、その後いくつかの小さなDPO⁷が出現し始めた。その原因は2つある。1つは一部の国際非営利団体が障害者権利条約を推進し、最も早く権利擁護を促進した障害のある人びとに資金を供与したからである。もう1つは中国政府がDPOの管理の政策を緩和したことによる。DPOは、他のNGOのように中国政府からの資金支援を受けることができないし、政府に合法的に登録することも依然として困難であったが、多くの未登録の組織は権利条約、法律、政策に関する訓練などの「隠されたアドボカシー」⁸を実行できるようになった（Zhang 2017）。

この一連の影響で、中国の障害者組織は、政府主導の障害者連合会と障害当事者で行っている障害当事者団体という二つの種類で展開されている。

3.3 ワンプラスワンの誕生

前節で述べた通り、現在、中国には2種類の障害者団体がある。1つのタイプは中国政府が設立し、支援するものであるが、例えば中国障害者連合会がある。1988年3月以来、多様な障害者のための唯一の組織であった。多くの研究者はそれを政府主導の非政府組織と呼んでいる（Zhang and Guo 2012: 221–232）。障害者連合会のおもな取り組みは、障害のある人のためのリハビリ、教育、雇用、社会保障、貧困緩和、福祉サービスなどである。また、障害者連合会のリーダー任命、資金調達および意思決定は、最終的に政府によって決定される。

もう1つのタイプの障害者団体は、障害当事者が自己管理を行っており、草の根のDPOと呼ばれるものである。最初のDPOは一加一（One Plus One Disability for Group、以下ワンプラスワンと表記）である。中国本土において2006年3月に設立され、おもに障害当事者で構成される自助グループ運営による非営利の障害者団体であり、中国で最も有名でユニークなDPOである。ワンプラスワンの発足当初、国際基金からの資金援助を受け、激しい権利運動を行うことではなくサービスを提供する形式で展開され、障害のある人びとの情報サービスを提供することによって政府から正当性の認識を得られた。2008年の北京オリンピックおよび2010年の広州アジアパラリンピックにおいて、初めて障害のある人により構成された中国初のラジオ番組制作チームを結成し、番組を中国の大部分の地域で放送した。また、障害者権利条約が批准された後、ワンプラスワンの権利擁護活動はますます活発になっている。

以下では、各種資料やわたしたちが 2017 年 8 月に北京において行ったワンプラスワンへの聞き取り調査にもとづいて、ワンプラスワンの活動の歴史的展開と現在について記述する⁹。

3.4 ワンプラスワンの展開

3.4.1 おもな出来事

ワンプラスワンは中国の障害者事業における独立した媒体として位置付けられ、障害のある人のための地元組織の設立と発展、そして中国の障害者権利擁護に取り組んでいる。ワンプラスワンのビジョンは、公的教育、政策提言、障害のある人の権利意識の向上、障害のある人の権利擁護に関与するように、中国における障害のある人の発展に適した多元的社會を提唱し、促進することである。

ワンプラスワンは 2008 年以來、障害者権利擁護の観点から多くの地方自治体の DPO を支援しており、国際社会との整合性を強調し、中国における障害のある人びとのための社会環境の変化を推進する。2009 年 10 月に、百盛集團の障害者差別事件¹⁰に対して、中国で初となる障害者の差別反対を訴えたパフォーマンス・アートを実施した。2012 年、ワンプラスワンは、障害者権利条約の履行状況に対して国連障害者権利条約特別委員会が審査を行った時にシャドーレポートを提出した。2013 年 3 月に、國務院法制委員会に「障害者教育条例（改正草案）（審査稿）」の改正意見を提出した。6 月に中国の複数の地域で障害者差別反対運動を繰り広げ、裁判所に訴訟を提起した。同年の 8 月に中国の DPO として初の民間宣言である「障害者の融合教育と平等な就業に関する武漢宣言」を発起した。2014 年以降、新聞やテレビなどの伝統的メディアの中の権利不適合性に関する障害発達観察レポートを発行した。また、毎年、障害政策の実施および障害者権利の事象をレビューしている。

ワンプラスワンは積極的に情報通信技術を使用し、社会的支持を獲得するためにメディア活動を行っている。2014 年から毎年 11 月に、障害のある人びとの声を集め、全国的なオンライン・アドボカシー活動を行っている。これは、中国の DPO のなかでも、最も早くて大規模である全国的な障害者運動である。2014 年に Disability Voice Month に積極的に従事していた DPO はわずか 57 であったが、2015 年には 147 に増加した。2016 年までに 150 以上の組織が自らアドボカシー活動を実施した。

3.4.2 障害者連合会との関わり

現在の中国社会において、障害者連合会に代表される政府部門は、民間の障害当事者団体との関わりが非常に重要な課題である。障害者連合会の態度や支持状況は、自助団体の

発展や資源などをある程度決めている。しかしながら、現在の状況において、政府部門と障害当事者団体の双方に確かな信頼感が築かれていないことによる問題が現れている。

例えば、ワンプラスワンにインタビューした際に、担当者は以下のように述べていた。

市民組織として連合会の資源を奪うなどということはないのだが、もちろん連合会は障害当事者団体を認めようとしめない。実のところ、もし連合会がリハビリやいろいろな活動や資源を私たちのような組織に任せたら、たぶんもっとよい効果が得られるだろう。しかも彼ら（連合会）はもっと仕事が楽になると思う。しかし、これは意識の転換が必要で、いまの段階では少し難しい。とはいえ、いまの状況は数年前よりはよくなった。また、連合会や国内のある基金会からの資金を援助してもらったら、自由に活動を行うことが難しくなる。彼らの指示に従わなければならない。

このインタビューからも、障害者連合会はいまだ障害当事者団体の機能や性質を十分に認識せず、多くの場合は政府側の立場に立って障害当事者団体を一種の圧力だと考えていること、そしてまた、障害当事者団体は連合会からの基金を取得して活動を行うと、自主性を失ってしまう可能性もあるという、政府部門と自助団体の間に存在する難しい関係が明らかになった。

3.4.3 政策制定の参加

邹（1986）らは、中国の政府が清政府から中華人民共和国に至る過程において、政府の役割が徐々に大きくなり、結局、政府が強大な力を持つ「全能主義国家（total state）」になるということを指摘した。中国は改革開放以来、多くの学者が政府の役割を弱化する「小政府、大社会」という考えを提出したが、今になっても政府が政策の推進や方針の提出に主導権を持っている（葛 2015）。こうした社会環境での障害当事者団体による政策提唱は、権利擁護運動よりさらに困難であると考えられる。

これに対して、ワンプラスワンは政策制定の提案について独特の対策を用意している。具体的には、①メディアを通しての普及、②市民への調査活動、③連盟の提案書等が含まれる。

4. 中国における障害者運動の成果と課題

4.1 中国の障害者運動の成果

中国における障害者団体は、過去長年にわたって、「扶養と救済」の環境で慈善活動や社会支援に取り組んできたが、差別撤廃や権利主張、政策の提言等に関する取り組みは非常に少なかった。2008年、中国政府が「障害者権利条約」を批准した後、市民組織が障害のある人びとに対する社会の差別を撤廃し、障害のある人が平等に参加できる社会の実現を求め始めた。障害当事者団体が権利意識を持つようになると同時に、社会がいわゆる障害のない人の基準によって構築されているため、障害のある人は常に「健常者」の社会から疎外されているということを認識するようになった。障害当事者団体の一連の活動の影響によって、必ずしも政策においては根本的な変革は明確にはみられたとはいえないが、「平等な参加」の時代へと押し上げ、急成長を遂げていることは確かである。ここ数年、中国の障害当事者団体の活動によるものとして、主に以下の成果があげられるだろう。

4.1.1 障害者権利の実現

近年の障害者運動によって、中国における障害のある人びとの各権利は、一定の程度で認められるようになった。ここではいくつかの運動による出来事を取りあげて検討する。

まず、バリアフリーの権利が主張された。2008年の「障害者保障法」の第53条によると、「新築または改築する建築物はバリアフリー基準に適合していなければならない」と規定しているが、多くの建築物はバリアフリー化されていない。この時期に、障害のある人びとがバリアフリー環境の不備を理由に不動産開発業者¹¹、鉄道部¹²や地下鉄などの部門を相手どり、公益性に基づく訴訟を提出する事件が全国で発生した。これらの権利擁護事件は個人が提訴したものであるが、障害者組織は法律や対策支援といった各種バックアップを提供しており、これらの訴訟を通じて取り組みを後押ししている。その結果、ほとんどの訴訟では障害者側が敗訴になったけれども、バリアフリー設備の設置と改善を積極的に推進する役割を果たした。

次に外出の権利擁護運動を行っている。障害のある人びとにとっては、移動手段が保障されるということは非常に重要なことである。中国では、「障害者保障法」によって市内の公共交通機関を利用する障害者の運賃を無料または半額にしたほか、各地の大型観光スポットでも障害者手帳を提示すれば入場料を無料とすることが規定されたが、一部の地域では依然として料金を徴収する。障害のある人びとは組織の支援を受けて現地の交通局を訴え、上記の優遇措置の適用を勝ち取った。近年、中国各地で障害のある人びとが飛行機に搭乗する時に拒否されるような事件が少なくない。これに対して、障害者団体は調査を実施し、障害のある人びとの飛行機搭乗や外出状況について、報告書を提出した（中国深

圳衡平机构 2011) . そして、パフォーマンス・アートを通じて外出時の困難を表現した。さらに、障害当事者団体は積極的にメディアとの関係を構築し、メディアを通じて障害のある人びとの生活現状を広く開示し、バリアフリー環境の不備という問題に対する市民の関心を喚起している。2016年に、初めての視覚障害のある弁護士が障害のある人の委託を受け、航空会社を訴える事件があった。その結果、航空会社が社会に対して謝罪を行い、「障害のある人びとの外出権利を保障しなければならない」という要求が認知された。この一連の活動の後押しにより、2012年6月に「バリアフリー環境建設条例」が公布され、中国におけるバリアフリー環境の整備が急速に進んだ (Jiang 2013) .

さらに、障害のある人びとは教育や就業の権利を求める。障害のある人びとが教育や就業の分野で差別されることがよくある。例えば、資格認定試験などを受験しようとする時に、障害を理由で拒否されることがしばしば発生する。2011年に、視覚障害のある人がラジオ番組に関する認定試験を受けようとした時、障害のある人は受験したことがないことを理由に拒否された。そこで、組織の支援を受けて北京教育委員会を訴え、障害当事者団体の影響でたくさんの障害のある人が署名運動に参加し、作成された連名の書類を認定試験委員会に提出した。さらに、メディアやネットの力を利用して社会に公表され、その結果、認定資格は障害のある人に適用された。

その他、公務員の試験に関しても、障害当事者団体も同様の方法を通じて、訴訟の支援、連盟の提案書、メディアを活用した社会的な関心の喚起等により、社会の変革を推進している。

近年の障害者運動により、障害のある人のバリアフリーに関する権利、外出する権利等は、全面的にはないにせよ、一定程度において認められるようになったと言える。

4.1.2 権利意識の向上

2014年11月に、ワンプラスワンは国内の五つの障害当事者団体および障害者家族の団体と連携して「中国残障发声月」という運動を行った。一ヶ月の間で全国の各地で様々な障害者権利意識に関する教育研修を行い、障害当事者の声を立ち上げることを支援する。これも中国の障害者運動において初めてのことである。ワンプラスワンのような障害当事者団体は、毎年各種の提言活動や教育研修などを通して、障害当事者の権利意識を向上させることだけではなく、障害を持っていない人びとも障害の問題や差別に関心を持つように働き掛け、ネットとメディアを活用して、社会全体で権利意識の向上を促進する。さらに、近年の障害のある人の権利擁護事件や公益性に基づく訴訟なども、これらの団体の支援により、障害の社会モデルの意識を広めることに貢献している。

4.1.3 法律や政策の執行の促進

民間組織の政策提案書や調査報告書の介入も、中国の法律や政策の執行をある程度促進したといえる。障害のある人びとの権利も徐々に認められるようになった。

精神障害のある人に対する強制入院による人権侵害問題は、長年にわたって中国社会において深刻な社会問題であったが、これを解決するための政府からの政策や法律はなかなか公布されることがない。この問題に対して、深圳衡平機構¹³は、社会調査と分析結果の検討を実施したうえで、「中国における精神疾患患者収容治療制度と法律に関する分析報告書」を作成した。この報告書は、精神障害のある人びとが収容治療の間に被る人権侵害の問題を提出し、また医師が精神障害と診断し、「親権者・後見人」が収容治療に同意すれば、いかなる者も精神病院に無期限で押し込めておける問題を指摘している。その後、この報告書を政府、メディアおよび精神病院に送付した。精神衛生法に関する公開草案の策定に際して、各草案に対する具体的な修正意見を提出するとともに、ネット上で公開した。同時に、メディアと連携し、精神衛生法に関する公開討論会を実施した。その結果、社会からかなりの注目が集まり、準備に20年以上を費やした中国の精神衛生法がようやく公布されることとなった。

障害当事者団体も積極的に政策に関する提案書や発言を発表し、中国の政策条例の執行を促進する。2013年8月に、ワンプラスワンは武漢大学公益と発展法律研究センターなどと連携して「障害のある人の融合教育と平等就業に関する宣言」を提出した。これは中国国内の初めての市民組織からの発言である。2016年12月に、「障害当事者の参加を促進する文書 中国障害者団体の提案」という提案書を出し、初めて中国社会に対して「障害当事者の視角」という概念を提出し、これからの政策作成の方向を指摘している。また、近年障害当事者の権利擁護の事件から見ると、法律を通じて訴訟することが多数存在しており、多くの当事者が立ち上がって、自分の声を出し、自分の権利保護に取り組むように促している。

4.2 中国の障害者運動の特徴

中国における障害者運動の展開を見ると、公益性に基づく訴訟、メディアからの宣伝、社会調査活動、連盟の提案書、パフォーミング・アート等が含まれる。そのほか、国際的な人権機構に障害当事者団体が提言することがあり、障害者権利条約特別委員会が中国政府による「障害者権利条約」の履行状況に対して審査を行った時には、中国における民間の3機関¹⁴がシャドーレポートを提出した。また、インターネットの発展につれて、伝統的なメディアの限界を超え、ネットを通じての障害者運動の展開もはやっており、その影

響力も以前より大きくなっている。こうした背景から、当事者の参加もますます多くなることが予測される。

現在に至るまでの中国における障害者運動の展開は、福祉先進諸国の障害者運動と比べるとスタートの時期はずいぶん遅かったが、成長ははやく、発展段階に関しては福祉先進諸国と大体同様である。まず、既存社会からの偏見や差別に対する反発があり、障害の社会モデルを提唱して社会の変革を促そうと試みる。さらに、法律や政策の執行を促進することである。多くの権利擁護に関する事件は法律で訴訟を起こす点に関してはアメリカと似ていると考える。一方、現在は、政策と法律の制定や関与に関して、障害当事者が本当に政策制定に参加しているというわけではなく、連盟書や提案書などのものを通じて政策や法律に影響を与える段階にある。中国障害者連合会は政策、法律の制定、改革などに参与しているが、政府主導の団体であるので、本当に障害当事者の立場に立っているわけではないと考えられる。「障害関係の政策やサービスの制定などの場面で障害当事者の参加がなければ、障害の社会モデルが成り立たない」(Hurst 2004:65-79)ということが指摘されるように、これからの障害に関する政策や法律の制定の場面で真の障害者団体の発言を期待する。

4.3 中国における障害者運動の課題

4.3.1 障害者組織の展開の課題

すでに述べたように、中国における障害者組織は二種類に分けられ、政府主導の連合会と民間の障害当事者団体が存在する。中国政府および各地方の障害者連合によって設立された障害者団体は基層部の障害のある人びとの需要をまだ満たすことができていないため、大量の民間障害者団体が現れ、各地方のコミュニティで障害者福祉サービスを提供している。しかし、これらの民間団体においても、障害者の自助グループは少ない。また、政府が提供するサービスも開かれつつあるが、それらから得られるサポートと援助も、伝統的なりハビリテーション・サービス機構と比べると、非常に限られている(一加一 2012=2012)。このような必ずしも恵まれない状況下で、中国における多くの地域障害者団体の存続と発展は、特に権利擁護志向の団体にとって、非常に困難である(Guo and Zhang 2013: 325-346)。

Chao Zhang は 2015 年全国の 110 の障害者団体に対する調査を行った。その調査結果から見ると、対象組織の中に 58%の団体が政府に合法的に登録されている。さらに、団体の 52%はアドボカシーの組織であり、うち 45%しか法的に登録されていない。この結果は、中国における障害者団体の現在の発展状況も反映している。DPO の登録は政策レベルでは簡単に見えるが、実際にはアドボカシーの DPO にとっては依然として困難である。登録

されていない多くの権利擁護の DPO は、政府の資金と支援をもらえず「隠されたアドボカシー」を実施している (Zhang 2017) .

障害者連合会は設立されてから確かに中国の障害者事業を大きく推進しているが、障害のある人びとの声より政府の立場に立って政策や活動を行う限界も目立っている。この問題を解決するために、政府と障害者連合会は以前のやり方を変え、民間の障害当事者団体と協同して障害者事業を促進することが必要となると考えられる。また、障害当事者団体の発展を経済的に支援し、障害当事者が自らの問題にさらに関与することができるようにすべきであると考えられる。

4.3.2 障害の社会モデルの意識

中国における障害のある人びとは、長い間、「社会的弱者、無能」という意識の社会環境の中で、「自らの力で心強く生きる」という政府からのスローガンのもとで生きている。差別に対して、「もう慣れた」、「理解してもらえない」という障害当事者の「無力感」もあるし、固定観念によって障害当事者もその家族も障害に対する態度は「世間を避ける」、「障害によって恥を感じる」という意識に囚われている (杜 2017: 15-30) .

現在の障害当事者団体は、障害のある人びとが自らの価値を認め、自らの力で権利擁護活動を行っており、社会モデルの主張も見られている。けれども、政府主導の活動はまだ「慈善」に基づいて行われるものであり、一時的な経済支援やボランティア活動の形式が多く存在し、中国全体の社会環境と意識はまだ社会モデルが十分に理解されているとは言えないと考えられる。

中国障害者連合会は毎年、「障害者の日」、「国際視覚障害者の日」、「聴覚障害者の日」、および「国際障害者の日」等の記念日に、障害に関する報道や活動を行なっている。しかしながら、これらの支援活動や宣伝はほぼ障害のない人の立場に立って行われる。例えば、「助残」（障害者支援）、「百万人の青年ボランティアによる障害者支援計画」等の宣伝内容は、障害のない人からの支援を強調している。多くのメディアからの報道において、障害のある人について、「生活が難しい」、「自ら努め励んでやまない」、「体に障害があっても志は堅い」等が強調される (一加一 2012=2012) . このような慈善に基づく支援は、障害のある人に対する同情を示すものであって、決して障害のある人を同じグループの人とみなすのではなく、弱い立場にあることを強調しており、逆に一種の差別であるとも考えられる。そのため、これらの活動はワンプラスワンのような当事者団体が推進している「障害の社会モデル」の思想とは異なっており、社会の認識に影響が生じると考える。

以上に述べたように、中国における障害の社会モデルの理解に関しては、障害のある人びとが障害を「個人の属性」と見られることなく、社会環境の不備などによって障害のない人びとと同様に平等に参加できないことを認識し始めてはいるが、社会全体においてはまだ広く認知されているものではなく、相変わらず障害のある人びとは弱者であり保護される客体と捉えられるのが一般的な理解であると言える。

5. 結論

本稿では、中国における障害者の状況を理解するために、中国における障害当事者の団体とその活動について検討した。具体的には、中国で初めての当事者団体であるワンプラスワンの活動に注目した。その結果、以下のことが明らかになった。

第1に、中国における障害者団体には二つのものがあり、一つは政府系の団体、もう一つは障害当事者中心に組織されたものである。近年では、当事者による組織化が進み、さまざまな活動が展開されるようになってきている。

第2に、中国においても、障害者に対する根強い差別があり、いまもあるが、障害当事者の諸活動によって状況の改善が見られている。実際に、バリアフリーや外出の支援などさまざまな権利を実現した。中国の障害者運動は、他国よりは出発が遅れたが、急速に発展しており、また効果的にインターネットを利用して、啓蒙活動等を行っており、そのことにより権利意識が向上している。さらに、障害者福祉に関わる法律や政策なども、以前より整備されることになった。これらは障害当事者の活動の成果だと言えるだろう。

そして第3に、中国における障害者運動の課題であるが、運動が活性化されてきたとはいえ、まだそれは都市部の一部に限られる。地方においては、そうした活動はあまり展開されていない。ゆえに、それらを広範囲に拡大していく必要がある。もう一つの課題は、「障害の社会モデル」の理解についてである。この考え方はまだ多くの人びとに理解されていると言えるような状況にはない。より一層の啓蒙活動が必要になるだろう。しかし、そうした課題は十分達成される見込みがあるだろう。ワンプラスワンの初期の活動は、イギリスの支援を受けて成立したものであるが、その後、イギリス等の大学院で障害学を学ぶ多くの中国の障害当事者がおり、先進的な成果を学んでいる。そうした成果を中国に持ち帰り、障害者の差別解消と権利擁護を求める活動がさらに活性化し、時間はかかるかもしれないが、中国全土に広がっていくことが予想される。こうした積極的な活動は、必ずや、中国における障害者差別の解消をもたらす、障害者の権利は拡大していくだろう。そして、重要であることは、そのことを契機として、中国社会にもっと大きななんらかの変化をもたらされるかもしれない、ということである。異なった人びとがともに生

きることを意味を考えるために、障害者の活動が大きな意味を持つと思われる。そうであるがゆえに、わたしたちは今後も、中国における障害者運動を注視していきたい。

謝辞

ワンプラスワンのみなさまには、長時間にわたって聞き取り調査に応じていただいた。記して感謝申し上げます。

原稿を注意深くお読みいただき数多くの適切な助言をいただいたことに対して、匿名査読者に深く感謝する。また、編集委員には論文作成にあたってさまざまな配慮と援助をいただいた。ここに感謝する。

本稿は平成 26-29 年度科学研究費補助金「発達障害者の社会的排除に関するシステム論的解明と社会的包摂に向けた国際比較研究」（基盤研究(B)一般 26285109）の研究成果の一部である。

注

- 1 Union of the Physically Impaired Against Segregation の略称。UPIAS の声明書「ディスアビリティの基本原理」には次のように記載されている。「私たちの考えでは、身体的にインペアメントのある人々を無力化するのは社会なのである。社会から不必要に孤立させられ、社会への完全参加が阻まれることによって、私たちはインペアメントに加えてディスアビリティを課せられている。したがって障害者とは、社会の中で抑圧された集団なのである」（UPIAS 1976: 14）。日本語訳は 杉野（2007）に依拠した。
- 2 横浜で、母親が 2 歳の障害児を殺す事件が起きた。近隣の住民や同じように障害児をもつ親らを中心に、減刑を嘆願する運動が起こった。
- 3 内部障害はまだ中国において認定されていない。
- 4 障害者事業は、障害のある人びとに関するリハビリテーション、教育、就業、社会保障、法整備、権利擁護、アクセス改善などの各種事業、措置の総称である。
- 5 全国障害者状況観測報告は、中国障害者連合会、国家統計局、民政部等で主催し、第二次全国障害者抽出サンプル調査小組で行い、全国障害者状況観測システムを設立して一年ごとに観測作業をするものである。
- 6 China Disabled Persons' Federation, 略称 CDPF である。

- 7 Disabled Persons' Organization（障害者団体）である。
- 8 原文は「hidden advocacy」である。
- 9 聞き取り調査は8月15日9時から12時および13時から17時まで、北京のワンプラスワンの事務所において行った。
- 10 障害のある人が、百盛集団が経営するデパートに入店することを拒否されるという事件があった。そのデパートのドアに障害のある人とペット、喫煙者のマークが貼ってあり、それは入ることを禁じるという意味を示していた（「南昌百盛商場“婉拒”殘疾人入內 坐輪椅者與寵物一道被商場列入禁入標志 消費者告至工商部門省殘聯直批商場歧視」2009年10月13日『大江網-新法制報』
<http://jiangxi.jxnews.com.cn/system/2009/10/13/011221876.shtml>）。
- 11 上海の車椅子利用者である王さんは、購入した家屋の建物にバリアフリー設備が設けられていなかったため、不動産開発業者を訴えた（「无障碍通道有障碍 法院协调一月建起」2006年6月29日中国法院網 <http://www.chinacourt.org/article/detail/2006/06/id/210720.shtml>）。
- 12 身体障害のある人が、列車にバリアフリーに対応する座席が設置されていなかったため、鉄道部を訴えた（「列車未設殘疾人專座被起訴」2009年11月2日 中国殘疾人網
<http://www.chinadp.net.cn/news/picnews/2009-11/02-4845.html>）。
- 13 Equity and Justice Initiative は2010年4月に深圳に設立された全国向けの公益法律組織である。
- 14 亦能亦行身心障害研究所、ワンプラスワン および北京愛知行研究所である。

文献

- Barnes, Colin, Tom Shakespeare and Geof Mercer, 1999, *Exploring Disability*, Polity Press. (=2004, 杉野昭博・松波めぐみ・山下幸子訳『ディスアビリティ・スタディーズ』明石書店)
- 第二次全国殘疾人抽樣調查領導小組・中華人民共和國國家統計局, 2007, 『第二次全國殘疾人抽樣調查主要數拋公報（第二號）』。
- 杜林, 2017, 「現代中國における障害者観—障害当事者と非当事者の聞き取り調査から」『金沢大学大学院人間社会環境研究』33: 15-30.
- 鄧朴方, 2008, 『人道主義的呼喚』華夏出版社.
- Guo, C., and Z. Zhang, 2013, “Mapping the Representational Dimensions of Nonprofit Organizations in China,” *Public Administration*, 91 (2): 325-346.

- Hurst, Rachel, 2004, "Disabled Peoples' International: Europe and the social model of disability," Colin Barnes and Geof Mercer (eds.), *The Social Model of Disability: Europe and the Majority World*, The Disability Press, 65-79.
- 石川准・倉本智明, 2002, 『障害学の主張』明石書店.
- Jiang, Yitong, 2013, 「障害者の権利と中国の市民社会」社会的障害の経済理論プロジェクト (REASE) 公開講座 武漢大学公益発展法律研究センター.
- 倉本智明, 1999, 「異型のパラドクスー青い芝・ドッグレッグス・劇団態変」, 石川准・長瀬修編 『障害学への招待』明石書店, 219-257.
- 小林昌之, 2010, 「中国の障害者の生計」森壯也編『途上国障害者の貧困削減』岩波書店.
- 国際協力事業団企画・評価部, 2002, 『国別障害関連情報中華人民共和国』.
- 葛忠明, 2015, 『中国残疾人福利与服务: 积极福利的启示』山东人民出版社.
- 真殿仁美, 2004, 『中国障害者福祉の研究－障害者福祉政策および障害児教育を中心に』神戸大学博士學位論文.
- 真殿仁美, 2007, 「中国障害者福祉の形成と発展 (1)」『愛知大学国際問題研究所紀要』123: 217-230.
- 真殿仁美, 2008, 「中国障害者福祉の形成と発展 (2)」『愛知大学国際問題研究所紀要』131: 1-13.
- 長瀬修, 1999, 「障害学に向けて」, 石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店, pp.11-40.
- Oliver, Michael, 1990, *The Politics of Disablement*, Palgrave Macmillan. (=2006, 三島重紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳『障害の政治－イギリス障害学の原点』明石書店)
- Shakespeare, Tom, 2014, *Disability Rights and Wrongs Revisited*, 2nd ed., Routledge.
- Shapiro, Joseph P., 1993, *No Pity*, Times Books. (=1999, 秋山愛子訳『哀れみはいらない－全米障害者運動の軌跡』現代書館)
- 杉野昭博, 2007, 『障害学－理論形成と射程』東京大学出版.
- 田中耕一朗, 2005, 『障害者運動と価値形成－日英の比較から』現代書館.
- 土屋葉, 2000, 「障害者家庭へのまなざしの変遷－政策作成側と当事者運動側の緊張関係をみる」『家族研究年報』25:16-28.
- UPIAS(Union of the Physically Impaired Against Segregation), 1976, *Fundamental Principles of Disability*, Union of the Physically Impaired Against Segregation.
- 渡辺克典, 2014, 「障害学と障害者運動の研究動向」『保健医療社会学論集』25(1): 24-29.
- 解岩, 2013, 「中国における障害者組織 (DPO) の発展とその方向」『障害者の権利条約の実施と中国の市民社会公開講座』ワンプラスワン障害者文化開発センター.

- 一加一(北京)残障人文化发展中心, 2012, 「一加一报告: 联合国《残疾人权利公约》中国实施情况」, 联合国残疾人的权利委员会 第7次会议, 於日内瓦, 2012/04/16-20.(=2012, 真殿仁美 監訳, 『ワンピース報告書: 中国における国連「障害者権利条約」の実施状況』 <http://www.arsvi.com/2010/1203opo.htm>.)
- Zhang, Chao, 2017, “Nothing about us without us: the emerging disability movement and advocacy in China,” *Disability & Society*, 32(7): 1096-1101.
- Zhang, Z., and C. Guo, 2012, “Advocacy by Chinese Nonprofit Organizations: Towards a Responsive Government?,” *Australian Journal of Public Administration*, 71 (2): 221-232.
- 中国国家统计局, 2013, 『2013年全国障害者状況観測報告』.
- 中国深圳衡平机构, 2011, 『残疾人乘机状況调查报告』.
- 中国障害者連合会, 1996, 『中国障害者連合会広報 第505項』.
- 邹谠, 1986, 「中国廿世纪政治与西方政治学」 『经济社会体制比较』 4: 19-22.

Development and Issues of Disability Movement in China

A Case of a Disabled Persons' Organization

Du Lin[†] Hiroshi TANABE[‡]

[†] Division of Human and Socio-Environmental Studies, Kanazawa University Graduate School,
Kakuma, Kanazawa, 920-1192 Japan

[‡] Department of Human Sciences, Kanazawa University, Kakuma, Kanazawa, 920-1192 Japan
E-mail: [†] torin_cc@yahoo.co.jp, [‡] tanabeh@staff.kanazawa-u.ac.jp

Abstract

Since the adoption of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, the resolution of discrimination against people with disabilities and advocacy of the rights of persons with disabilities have steadily advanced. The movements of persons with disabilities has played a major role. China ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities as soon as possible, but what role did the activities of persons with disabilities in China have played?

In this paper, we described the progress on the development of activities of persons with disabilities in China, what kind of results were made to protect the rights of persons with disabilities, and what kind of issues will be the future have been discussed. At first, we discussed the movement of people with disabilities and its meanings, and the movements in the U. S., the U. K., and Japan have been confirmed. Then we focus on the development of the movement in China. We conducted the interview survey to One Plus One and examined the situation of the people with disabilities in China. Based on these results, we examined the achievements and challenges of disabled people 's movements in China. Finally, the characteristics of the movement in China have been pointed out.

Keyword Disability Movement, Convention on the Rights of Persons with Disabilities,
Disability Discrimination, Disability Advocacy, Disability Studies